

市民税・県民税

受付期間
2/15(木) ▼ 3/15(金)

申告は期限内に正しく行いましょう。会場では、感染拡大防止対策を行いながら受け付けますので、ご協力をお願いします。
★課税課 ☎ 25-1123 (所得税については、本庄税務署 ☎ 22-2111)

申告

申告受付が始まります

令和6年度市民税・県民税申告と
令和5年分所得税の確定申告の申告
受付を行います（所得税の確定申告
は還付申告などの簡易な申告のみ）。

なお、会場の混雑緩和のため、地区ごとに申告相談の指定日を設定しています（12ページ参照）。また、午前中は混雑が予想されますので、混雑を避けてお越しください。

ご自身の必要な申告については、11ページのフローチャートをご確認ください。

申告時に必要なもの

- マイナンバーカードまたは通じカード及び身元確認のできるもの（運転免許証など）
- 所得がわかるもの
- 各種控除を証明できるもの
- 所得の還付を受ける方は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

①社会保険料控除▼国民健康保険、医療保険等の領収書または支払証	②給与所得、年金所得▼源泉徴収票
③事業所得（営業、農業）、不動産所得▼事前に収支計算を済ませた収支内訳書	④配当所得、一時所得、雑所得▼年間取引報告書等、支払調書
⑤各種控除を証明できるもの	⑥所得▼事前に収支計算を済ませた収支内訳書
⑦社会保険料控除▼国民健康保険、医療保険等の領収書または支払証	⑧給与所得、年金所得▼源泉徴収票
⑨事業所得（営業、農業）、不動産所得▼事前に収支計算を済ませた収支内訳書	⑩配当所得、一時所得、雑所得▼年間取引報告書等、支払調書

申告は3月15日(金)までに済ませてください。	※書類等に不備がある場合、再度お越し頂くことがあります。
期限内に申告がお済みでない方は、令和6年度（令和5年分）所得・課税證明書の発行に日数がかかる場合があります。	※書類等に不備がある場合、再度お越し頂くことがあります。
申告は3月15日(金)までに済ませてください。	※書類等に不備がある場合、再度お越し頂くことがあります。
期限内に申告がお済みでない方は、令和6年度（令和5年分）所得・課税證明書の発行に日数がかかる場合があります。	※書類等に不備がある場合、再度お越し頂くことがあります。

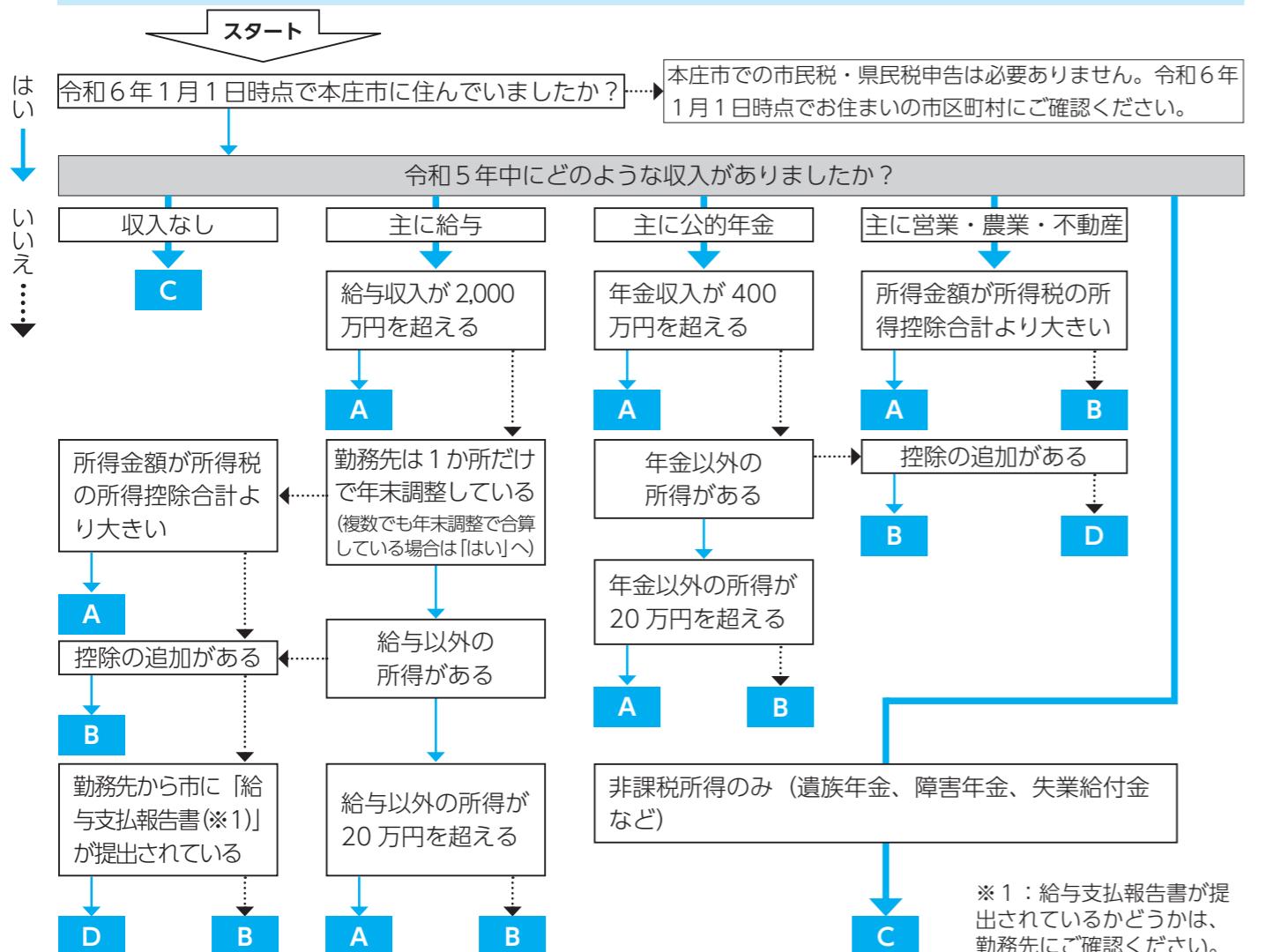
対象	申請方法	介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について
基準日（令和5年12月31日）	申請が必要です。障害者控除が受けられます。	介護保険の要介護認定（要介護2から5）を受けている方は、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、市が発行する障害者控除対象者認定書（認定書）を添付することで、認定書（認定書）を添付することでも、障害者控除が受けられます。
時点で要介護2から5までのいずれかの認定を受けている65歳以上の方	初めて認定書の発行を受ける際に認定書（認定書）を添付することで、障害者控除が受けられます。	認定書（認定書）を添付することで、障害者控除が受けられます。
が基準日。	申請が必要です。障害者控除が受けられます。	認定書（認定書）を添付することで、障害者控除が受けられます。
※対象者が死亡した場合は、死亡日が基準日。	※対象者が死亡した場合は、死亡日が基準日。	認定書（認定書）を添付することで、障害者控除が受けられます。
※すでに申請済みの方には、1月下旬に令和5年分の認定書を送付しています。	※すでに申請済みの方には、1月下旬に令和5年分の認定書を送付しています。	認定書（認定書）を添付することで、障害者控除が受けられます。
★介護保険課（市役所1階）	★介護保険課（市役所1階）	認定書（認定書）を添付することで、障害者控除が受けられます。
支所市民福祉課（アスピアこだま1階） ☎ 25-1719	支所市民福祉課（アスピアこだま1階） ☎ 72-1333	認定書（認定書）を添付することで、障害者控除が受けられます。

あなたの申告は所得税の確定申告？それとも市民税・県民税の申告？

フローチャートの質問に答えて、確認してみましょう！

次の①～⑪に該当する場合は税務署で確定申告が必要です（13ページ『税務署からのお知らせ』をご覧ください）。該当しない場合はスタートから質問に答えて進んでください。

①青色申告をする	②令和4年分以前の確定申告をする
③死亡者の確定申告をする	④土地・建物・株式等の譲渡所得がある
⑤先物取引に係る雑所得等がある	⑥雑損控除を受ける
⑦住宅借入金等特別控除を受ける（初年度）	⑧山林所得がある
⑨災害減免を受ける	⑩外国税額控除を受ける
⑪外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける	



A 所得税の確定申告が必要	市民税・県民税の申告は必要ありません。
B 市民税・県民税の申告が必要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
C 市民税・県民税の申告が必要な場合あり	次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。 ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ②後期高齢者医療制度加入者とその世帯主 ③介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員 ④市営住宅及び県営住宅入居者（中学生以下は除く） ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ⑥所得・課税証明書が必要な方 ※『収入がない旨の申告』に限り、申告受付期間前でも課税課（市役所1階）で受け付けます（2月15日㈭以降は申告会場での受付となります）。
D 申告は不要	所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。